

さっぽろ法律事務所・事務所ニュース

みどり野

2025年
新春号

さっぽろ法律事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900

FAX:011-272-1885

<http://www.sapporo-law-office.com>



韓国における「戒厳令」の発令

弁護士
猪狩 久一

昨年12月3日、韓国の尹大統領が、突然、「非常戒厳」を宣言し、一切の政治活動を禁止する、全てのメディアと出版を戒厳司令官が管理するとした。多くの市民が非常戒厳解除の声をあげ、与野党の国会議員190人が全員一致で解除要求決議案を可決する等の動きがあり、同月4日、尹氏は非常戒厳を解除した。政権支持率が20%前後まで落ち込み、行き詰まった尹氏が、非常手段をとろうとしたとの論評がなされている。韓国社会の民主主義の力により、「非常戒厳」事態は約6時間で終りを告げたが、日本において、自民党等は、憲法に「緊急事態条項」を創設し、内閣が人権規制を行うことができることを内容とする改憲を主張している。韓国の事態は、「緊急」の名のもとに権力に対する制約をなくした場合に生ずる危険を示している。



「虎に翼」に思う

弁護士
猪狩 康代

昨年のみどり野新春号に、放映予定が伝えられていた三淵嘉子さんをモデルとするNHK朝ドラへの期待を綴った。歴史上の事実を多彩に織り込みながら展開されたこのドラマは、社会に存在する差別や理不尽なことを変えていく努力の大切さが描かれ、期待に違わぬ内容で、視聴率も高かったと伝えられている。裁判官時代、三淵さんが、他の裁判官とともに「原爆裁判」を担当し、判決を書かれていることをこのドラマで初めて知った。裁判では、被爆者である原告からの日本の国に対する賠償請求は認められていないが、判決においては、アメリカによる原爆投下は国際法違反であることが明言され、被爆者の人々に対する救済を政治の責任でおこなうべきとの判断が示されている。



今年の総選挙では、自民党各派閥における異議
ことへの国民の審判が下されて、国会の勢力図
とはいえ、今なお諸物価の高騰と軍事費の膨
とり組みを進める必要があります。そのため



道警ヤジ事件の報告集会にて

道警ヤジ事件 終了しました。

弁護士
神保 大地

2019年7月15日、選挙応援に来ていた安倍首相（当時）に対して「アベ辞めろ」「増税はんたい」と声を上げた市民を、多数の警察官が強引に排除した「道警ヤジ排除事件」。警察官の対応が違法だとして損害賠償を求めた裁判の最高裁決定が出まして、原告1名勝訴、1名敗訴となりました。敗訴といっても、動画をみた多くの識者が裁判所の判断に首をかしげています。他方で、「政治的なヤジは表現の自由」「密着追従は移動行動の自由・名誉権・言動を把握されない利益の侵害」という当たり前のことを裁判所も認めています。自由は行使して闘ってこそ守られる、ということを感じた事件でした。ご支援ありがとうございました。

詳しく知りたい方は、ヤジポイ HP をご覧ください。

yajipoi.wordpress.com/



生活保護利用者の 自動車利用

弁護士
山本 完自

現在の生活保護制度の運用では、自動車の保有・利用が原則として認められていません。しかし、特に地方では自動車は生活するうえで欠かせません。日本弁護士連合会は、生活保護利用者に対して処分価値の低い自動車の保有・利用を認めるべきであるとの意見書を出しています。

もっとも、現在の運用でも、例外的に自動車の保有が認められる場合があります。そうした自動車の保有を認められている障害のある生活保護利用者が、同じく障害のある息子の通院だけでしか自動車を利用してはならない（＝日常生活で自動車を利用してはいけない）、毎月自動車の利用記録を提出しなければならない等という指導指示を受けたことの違法性を訴えて、2024年に訴訟を起こしました。自動車利用の必要性が認められて自動車の保有が認められたにもかかわらず、特定の用途でしか自動車の利用を認めないというのは、「障害者いじめ」といっても過言ではなく、資産活用を求める生活保護法の原理にも反するものです。私も弁護団の一員として闘っていきます。



相続法改正と 遺留分侵害額請求

弁護士
大賀 浩一

2018年の相続法（民法第五編相続）改正においては、特に遺留分侵害額請求（旧遺留分減殺請求）に関する規定が大幅に変わりました。私自身、改正相続法に関する最低限の知識は習得したつもりでしたが、遺留分侵害の事件を3件続けてお引き受ける機会に恵まれたのを機に、本格的な勉強を始めました。

遺留分侵害額請求権を行使できる場合、行使の方法、行使期間の制限、遺留分侵害額の算定方法、寄与分や特別寄与料との関係、旧法が適用される場面、その他調停や訴訟上の留意点など論点が多数あり、学びは尽きません。

遺留分に関する問題が生じた場合は、ネット上の不確かな情報を当てにせず、お早めに弁護士へご相談されることをお勧めします。



今こそ生活保障法 の制定を

弁護士
長坂 貴之

日弁連では、水際作戦が横行する等の現行の生活保護法の問題点を解消する為、生活保障法を作成、公表しています。

また、生活保護基準引下げ訴訟では、直近では地裁で行政側敗訴が相次ぎ、高裁でも名古屋高裁が生活保護基準引下げの違法性を認めました。

このような状況下で、生活保護に関する問題点を浮き彫りにし、議論を活発化させるべく、昨年秋の日弁連人権大会で、「今こそ、生活保障法の制定を！～地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会～」という題のシンポジウムを開催しました。

そして、このシンポジウムを基に、生活保障法の制定等により、すべての人の生存権が保障され、誰もが安心して暮らせる社会の実現を求める決議を挙げました。日弁連HPでご覧下さい。（「日弁連 人権大会」で検索）

裏金づくりと、非公認の裏金議員にも政党助成金二千万円が分配された図が一変し、与党が数の力で悪法を強行することが難しくなりました。膨張、国民生活の圧迫が続いており、私たちの生活と権利、平和を守るに私たちも全力を尽くします。 さっぽろ法律事務所 一同



S N S の時代に

弁護士
川上 麻里江

私は10代の頃の写真を1枚も持っていない。到底見られたものではないのわかっているから。でも

写真を持たず、見ず、忙しく生活していれば、そんな過去などは特に恥ずかしいとも思わない。もう忘れた、昔のことだ。

大人になれば、他人との細かい違いに悩み、見栄の張り合いをしている時間ももたないほど、やるべきこと、考えるべきことが山のように待ち受けている。短い時間で大金を稼ぐことや、見栄えの良い物を所有していることがそんなに偉いか？誰もかれも似たような容姿に加工した写真を自慢しあって楽しいか？どうでもいいたろ。

今つらくても、大人になるだけで楽になることもある。負けるな十代。我が道を往け。他人を嘲笑わず、清々しく生きた者は、年を重ねてから周りの奴と差がつくぞ。



与論島にて

弁護士
高橋 友佑

昨年11月に大好きな与論島に行ってきました。人口約5000人の小さな小さな鹿児島島の離島です。与論島に何しに行くの？とよく聞かれますが、「何もしない」をしに行きます。何もしないとはいっても、砂浜で海を眺めて黄昏れたり、電動自転車であふれる居酒屋で地酒や郷土料理を嗜んだり、深夜に宿を抜け出して人気や灯りのない場所で満点の星空を眺めたりもします。結構満喫できます。

綺麗な海や温かい島民と触れ合って、エネルギーを充電してきました。2025年も頑張りたいと思います。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟について

弁護士 高橋 友佑

2024年は、札幌高裁のみならず東京高裁においても、法律上の性が同一の者同士の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が、法の下での平等を定めた憲法14条1項や婚姻の自由を定めた憲法24条に違反するとの画期的な判断がなされました。また、12月13日の福岡高裁判決では、14条1項や24条のみならず、個人の尊厳と幸福追求権を定めた13条にも違反するとの判断が全国で初めてなされました。今や、同性間の婚姻が認められていない現状の法律が憲法違反の状態にあるということは、確立された認識になりつつあると言ってよいでしょう。今後、大阪高裁と名古屋高裁、そして最高裁でも判決が予定されていますが、違憲判決が相次ぐことを期待しています。

ただ、最高裁で違憲判決がなされても、直ちに同性婚ができるようになるわけではありません。最高裁判決の趣旨を受けて、国会が法律を改正等する作業が必要となるからです。その際、同性間の婚姻を実現するために、法律を改正し、現行の婚姻制度に同性間の婚姻を包摂する方法と、新たに立法をして同性パートナーシップ法などの別制度を構築する方法と大きく2つの方法があり得ます。しかし、同性間の婚姻のための別制度を構築する方法を選択すれば、同性カップルが、異性カップルと同じ制度を利用することができない劣った存在であるとの差別意識を生じさせかねません。これでは、「分離すれども平等」の過ちを繰り返すこととなり、私たちが求

めている真の意味での婚姻の平等は実現されないでしょう。最高裁判決に一喜一憂することなく、その後の国会の対応にも注視し続ける必要があります。

これを読んでいる方の中にも、同性間の婚姻について消極的なご意見をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。しかし、札幌高裁判決が判決の最後で指摘したように、同性間の婚姻を定めることは、国民に意見や評価の統一を求めることを意味しません。同性間の婚姻を認めても、婚姻の自由を獲得して幸せになる人が増えるだけであり、それ以外の人の生活は何も変わることはないことを改めて確認しておきたいと思います。

今後とも「結婚の自由をすべての人に」訴訟への応援をよろしくお願いたします。



この訴訟について講演しました

◎「結婚の自由をすべての人に」公式ウェブサイト
<https://www.marriageforall.jp/>

◎札幌高等裁判所の判決全文と要旨
 (訴訟資料→高裁→主張・判決のページ)
<https://x.gd/KxODF>

初回 相談無料

初回相談は60分以内無料です。

お電話をいただいたその日にご相談(即日相談)に応じます。
 土・日・祝日のご相談(要事前予約)も受け付けております。

■業務受付時間：平日 午前9時～午後5時30分



※土・日・祝日はお休みをいただいておりますので、ご相談は事前に電話予約(平日)が必要です。

※特定の弁護士をご希望される場合には、即日相談、及び土・日・祝日相談には応じられない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※ご加入の保険をご利用可能な場合には、保険会社にご請求させていただく場合もございます。また、日本司法支援センター(法テラス)の法律相談援助をご利用可能な場合には、法テラスにご請求させていただく場合もございます。いずれの場合も、お客様から相談料をいただくことはございません。

- 常時法律相談を受け付けております。ご希望の方は、お越しになる前に必ずお電話またはホームページの「相談ご予約フォーム」でご予約くださいますようお願いいたします。
- ご相談はできる限りご本人がお越しく下さい。
- ご相談の際は、関係資料(契約書、請求書、領収書、登記簿謄本、裁判所から届いた書類など)を必ずご持参ください。
- 当事務所のある南大通ビルは、地下鉄東西線「西11丁目」駅3番出口に直結しております。
- 駐車場はございませんので、お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場(右図参照)をご利用ください。



さっぽろ法律事務所

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900 FAX:011-272-1885

URL→<http://www.sapporo-law-office.com>

※電話の受付時間は平日の午前9時～午後5時30分です。
 ※FAXの受付時間は終日です。



さっぽろ法律事務所

検索